

大分工業高等専門学校受託試験取扱規程

平成19年大高専規程第6号
制定 平成19年 6月22日
最終改正 令和 2年 4月24日

(趣旨)

第1条 大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、学外からの依頼に応じて行う試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号。以下「機構受託試験規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(試験の委託)

第2条 受託試験を委託しようとする者は、機構受託試験規則第3条に定める申込書を提出しなければならない。

(試験の受託)

第3条 校長は、受託試験の申込みを受けたときは、教育研究上有意義であり、かつ本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託することができる。

(試験料金の納付等)

第4条 受託試験の試験料金は、機構受託試験規則に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる受託試験については、機構受託試験規則に定める試験料金にかかわらず各号に定める金額とする。

- | | | | |
|---|------------|----------|---------|
| 一 | コンクリート圧縮試験 | 1 試料（1本） | 1, 150円 |
| 二 | コンクリート曲げ試験 | 1 試料（1本） | 2, 040円 |
| 三 | 再発行手数料 | 1部 | 410円 |

2 受託試験の承認を受けた者は、試験の種目に応じた試験料金を法令等又は契約に定めのある場合を除き、前納しなければならない。

3 一旦納付した試験料金は、本校の都合により承認を取り消した場合以外は還付しない。

(不可抗力による試料の損害)

第5条 天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害に対して、本校はその責任を負わない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、受託試験の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年16月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 7月10日から施行し、平成26年 8月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年 7月10日から施行し、平成26年 8月 1日から適用する。

附 則

1. この規程は、令和2年6月1日から施行する。
2. 改正後の受託試験料は、施行日以後に実施する受託試験について適用し、施行日の前日までに実施した受託試験については、なお従前の例による。